## 就学前児童が育つ場所

○就学前児童が日中育てられている場所を年齢別に見ると，以下のとおり。


他の社会保障制度における市町村事業の仕組み

| 介護保険制度 | 障害者自立支援法 | 次世代育成支援 |
| :---: | :---: | :---: |
| 〔地域支援事業〕 <br> （事業内容） <br> 市町村において実施する以下の事業 1，必須事業 <br> （1）介護予防事業 <br> （2）包括的支援事業（介護予防ケアマネジ メント事業，総合相談支援業務，権利擁護業務，包括的•継続的ケアマネジメント業務） <br> 2，任意事業 <br> （1）介護給付費等費用適正化事業 <br> （2）家族介護支援事業 <br> （3）その他の事業（※各自治体の創意工夫による事業実施が可能） <br> （財政支援•財源構成） <br> 地域支援事業の実施に必要な費用につい て，上限額（※）の範囲内において，以下の財源構成により，関係者が負担。 <br> ※当該市町村の介護給付費の $3 \%$ 以内 | 〔地域生活支援事業〕 <br> （事業内容） <br> 市町村において実施する以下の事業 <br> 1．必須事業 <br> （1）相談支援事業 <br> （2）コミュニケーション支援事業 <br> （3）日常生活用具給付等事業 <br> （4）移動支援事業 <br> （5）地域活動支援センター機能強化事業 <br> 2．任意事業 <br> 福祉ホーム事業などのメニュー事業のほ か，各自治体の創意工夫による事業実施 が可能。 <br> （財政支援•財源構成） <br> 地域生活支援事業の実施に必要な費用 について，一定の算定基準に基づいた額 を国が補助。 <br> 具体的には，事業実績と人口による基準 により，各年度の国庫予算額を配分 <br> （国： $1 / 2$ ，都道府県： $1 / 4$ ，市町村： $1 / 4$ ） <br> ※なお，市町村による事業のほか，都道府県による事業（専門性の高い相談支援事業や研修事業等）あり。 | 〔次世代育成支援対策交付金〕 <br> （事業内容） <br> 市町村において実施する以下の事業 <br> （※必須事業はなく，すべて任意。） <br> - 乳児全戸家庭訪問事業 <br> - 養育支援家庭訪問事業 <br> - ファミリー・サポート・センター事業 <br> - 子育て短期支援事業（ショートスティ・ トワイライトステイ） <br> - 延長保育促進事業 等 <br> - その他事業（※各自治体の創意 エ夫による事業実施が可能。） <br> （財政支援•財源構成） <br> 市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し，一定 の算定基準に基づいた額を国が補助 するもの。 <br> 具体的には，事業量と児童人口等に より，各年度の国庫予算額を配分。 <br> ※ 事業毎に一定額が補助される仕組みではない。 <br> （国： $1 / 2$ ，市町村： $1 / 2$ ） |

